

網干健康増進センター爆発事故の被災者に係る損害賠償事件の和解について

1 事件名及び当事者

- (1) 平成23年(ワ)第1263号 損害賠償請求事件
原告 野中廣行、片岡美司、大久保健悟
被告 姫路市、株式会社神崎組
- (2) 平成24年(ワ)第99号 損害賠償請求事件
原告 川崎善晴、藤田吉春
被告 (1)と同じ
- (3) 平成24年(ワ)第790号 損害賠償請求事件
原告 三木芳信
被告 (1)と同じ
- (4) 平成26年(ワ)第204号 損害賠償請求事件
原告 山越雅也
被告 (1)と同じ

2 事件の概要

平成22年3月25日、網干健康増進センターの建設工事現場において、地中から発生した可燃性ガスによる爆発事故（以下「本件爆発事故」という。）が発生し、10人の作業員が被災した。

軽傷の3人を除く7人の被災者は、平成23年10月7日から平成26年3月19日までの間に、建設工事の注文主である本市と施工業者である株式会社神崎組に対して、合計2億4,085万4,197円の4件の損害賠償請求訴訟を提起した。

上記4件の訴訟は併合審理となり、平成23年11月14日の第1回口頭弁論以来、平成26年2月10日まで計15回の弁論準備手続等を重ねてきたが、裁判所から和解の勧告があり、同年3月20日から4月28日まで計3回の和解期日において協議を行い、裁判所から和解案の提示を受けた。

3 本市の考え

注文主である本市に事故の法的責任はないと考えるが、人道的な見地から、裁判所の提示した和解条項により原告らと和解に応じる。

ただし、和解金の負担割合は法的責任と無関係であり、法的責任の有無や範囲は、本市、株式会社神崎組（以下「施工業者」という。）、新日鉄住金エンジニアリング株式会社間の別件訴訟において決することとする。

今後、判決で過失割合が確定すれば、本市が負担した和解金について、別件訴訟の相手方に対して費用償還請求を行う。

4 和解条項の概要

- (1) 本市と施工業者は、合計1億9,460万円を和解金として、各原告に対し、連帯して支払う。
- (2) 和解金の負担割合は、本市と施工業者がそれぞれ1/2ずつとする。ただし、本件爆発事故の損害に関する責任の有無と範囲は、本市と施工業者間の別件訴訟において決するものとする。
- (3) 原告らは、本市からの貸付金を限度として、和解金の受領を本市に委任し、貸付金の弁済に充当することに合意する。
- (4) 貸付金が和解金を上回っている1名（野中廣行氏）との清算関係
 - ア 野中廣行氏は、(3)の弁済充当後も本市に対して667万7,049円の債務支払義務があることを認め、野中篤子氏と連帯し、平成26年9月から平成44年7月まで毎月3万1,000円を、平成44年8月に1万2,049円を支払う。
 - イ 野中廣行氏と野中篤子氏は、合計6万2,000円以上の債務不履行が発生すれば、残債務に年5分の遅延損害金を付して一括で支払う。
 - ウ 野中篤子氏は、勝原区宮田363番14の自宅の土地・建物につき、本市を債権者とする第一順位の抵当権設定登記手続をする。
- (5) 各原告らは、本市と施工業者に対するその余の請求を放棄する。